

道志会居宅介護支援事業所
道志会指定短期入所生活介護(短期入所生活介護)事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人道志会が開設する道志会居宅介護支援事業所(以下「事業所」という)において実施する指定短期入所生活介護事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要介護又は要支援状態にあり、居宅における生活に一時的に支障が生じた高齢者(以下「利用者」という。)に対し、指定短期入所生活介護等を行い、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう居宅サービス及び介護予防サービスを提供することを目的とする。

(指定短期入所生活介護の運営の方針)

第2条 事業所は、要介護者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ、自立した日常生活をその居宅において営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図るものとする。

- 2 指定短期入所生活介護の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 指定短期入所生活介護の実施に当たっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるとともに、地域及び家族との結びつきを重視した運営を行うものとする。
- 4 事業所は、指定短期入所生活介護サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 5 前5項のほか、神奈川県「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成25年神奈川県条例20号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 名称:道志会居宅介護支援事業所 道志会指定短期入所生活介護
住所:綾瀬市早川城山2-11-3

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所には次の従業者を置く。なお、従業者は併設する指定介護老人福祉施設との兼務とする。

(1) 管理者(施設長) 1名

施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。管理者に事故があるときは、あらかじめ理事長が定めた従業者が管理者の職務を代行する。

(2) 医師 1名以上(非常勤)

利用者の診療及び施設の保健衛生の管理指導に従事する。

(3) 生活相談員 1名以上

利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は身元引受人(家族等)の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(4) 看護職員 3名以上(常勤換算)

医師の診療補助及び医師の指示を受けて入所者の看護、施設の保健衛生業務に従事する。

(5) 介護職員 34名以上(常勤換算)

利用者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事する。

(6) 管理栄養士 1名以上

入所者に提供する食事の管理、利用者の栄養指導に従事する。

(7) 機能訓練指導員 1名以上

入所者の機能回復、機能維持及び予防に必要な訓練を行う。

(8) 介護支援専門員 1名以上

施設サービス計画の原案を作成するとともに、必要に応じて変更を行う。

(9) 事務員 1名以上

事業所の庶務及び会計事務に従事する。

(10) 調理員

事業所での給食調理に従事する。

2 前項に定めるものの他、必要がある場合はその他の従業者を置くことができる。

(職務体制の確保)

第5条 事業所は、利用者に対し、適切な事業サービスを提供することができるよう、従業員の勤務の体制を定めるものとする。

2 事業所は、当該施設の従業員によって事業サービスを提供するものとする。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

3 事業所は、従業員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(定員)

第6条 事業所の利用定員は6名とする。

(定員の遵守)

第7条 事業所は、利用者定員を遵守し、定員以上の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を行わない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

なお、以下に掲げる事項の場合は、利用定員数を超える場合がある。

(1) 併設する特別養護老人ホームにおいて、入所者の入院で空床がある場合の指定短期入所生活介護事業の利用。ただし、特別養護老人ホーム入所定員及び居室の定員を超えないものとする。

2 事業者は、利用者の状況又は利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し居宅サービス計画において位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合において、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がないときは、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定短期入所生活介護を行うことができるものとする。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第8条 事業所は、指定短期入所生活介護サービスの提供に際しては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従事者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について文書により利用申込者の同意を得るものとする。

(指定短期入所生活介護の内容)

第9条 指定短期入所生活介護の内容は、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、食事の提供、機能訓練、健康管理、療養上の世話、相談及び援助、趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会の提供並びに送迎とし、指定短期入所生活介護の提供に当たっては次の各号に留意するものとする。

(1) 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化防止に資するよう、利用者の心身の状況を踏まえ、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うものとする。

(2) 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者と連携を図ること等により利用者の心身の状況を把握し、これらを踏まえ、また、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、サービスの目標及び当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した短期入所生活介護計画を作成し、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。

- (3) 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、従業者は利用者及びその家族に対して、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明するものとする。
- (4) 事業所は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(介護)

第10条 介護は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行うものとする。

- 2 事業所は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させるものとする。ただし、医師の指示により入浴させることができない場合は、身体的清拭を行うものとする。
- 3 事業所は、利用者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行うものとする。
- 4 事業所は、オムツを使用せざるを得ない利用者については、適切に取り替えるものとする。
- 5 事業所は、利用者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行うものとする。
- 6 事業所は、その利用者に対し、その負担により、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事の提供)

第11条 食事の提供は、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮したものとする。食事時間は、朝食8時から、昼食11時30分から、夕食17時からとする。

- 2 食事の提供は、利用者の自立の支援に配慮して、可能な限り、離床して食堂で行うよう努めるものとする。食事の提供場所や時間については、利用者からの希望により変更ができるものとする。

(相談及び援助)

第12条 事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(機能訓練)

第13条 事業所は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を営むために必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行うものとする。

(健康管理)

第14条 事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとるものとする。

(その他のサービスの提供)

第15条 事業所は、教養又は娯楽に係る設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うものとする。

- 2 事業所は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めるものとする。

(指定短期入所生活介護等の利用料等)

第16条 指定短期入所生活介護等の利用料は、「指定居宅サービスに要する費用の算定に関する基準(平成12年2月10日厚告第19号)」及び「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚労告第127号)」に定める額とし、事業所において法定代理受領サービスを提供する場合には、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

- 2 事業者は、前項の利用料の他、次の各号に定める費用の支払いを受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用

(2)滞在に要する費用

(3)利用者の希望により特別な食事の提供に要する費用 実費

(4)理美容に要する費用

(5)短期入所生活介護等の提供に当たって、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの。

ア 利用者の希望により提供する日常生活に必要な身の回り品の費用 実費

イ 利用者の希望により提供する日常生活に必要な教養娯楽に要する費用 実費

3 第1項及び第2項の費用の徴収に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対して当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。ただし、第2項第1号から第3号の費用についての説明及び同意は、文書により行うものとし、当該各号の額を変更するときは、あらかじめ、その変更について利用者又はその家族に対して、文書により説明し同意を得るものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第17条 通常の送迎の実施地域は、綾瀬市内とする。

(利用にあたっての留意事項)

第18条 利用者が指定短期入所生活介護サービスの提供を受ける際に留意すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 事業所内での親和を保ち、日常生活において心身の安定を図るように努めること。

(2) 事業所及び居室の清潔、整頓その他環境衛生の保持のために協力するとともに、身の回りを整え、身体及び衣類の清潔に努めること。

(3) 建物、備品及び貸与物品は大切に扱うよう努めること。

(4) 火災予防上、次の点については特に注意を払い、火災予防に協力すること。

ア 喫煙は所定の場所で行うこと

イ 発火の恐れのある物品は、事業所内に持ち込まないこと

ウ 火災防止上、危険を感じた場合は、直ちに従業員に連絡すること

(緊急時における対応方法)

第18条 職員は、指定短期入所生活介護を提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに家族及び主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第19条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年1回以上定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(衛生管理等)

第20条 事業所は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行うこととする。

2 事業所は、当該事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(個人情報の保護)

第21条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での指定短期入所生活介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(苦情処理)

第22条 事業所は、提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置し、必要な措置を講じることとする。

- 2 事業所は、提供したサービスに関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めるものとする。
- 3 事業所は、提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの同号の指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第23条 事業所は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策に従業者に周知徹底する体制を整備する
- (3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業者に対する研修を定期的に行う
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとする。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
- 4 事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第24条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3か月に1回以上に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(入所者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の適正化に関する事項)

第25条 事業所は、当該入所者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第26条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保と生産性の向上に資する取組等)

第27条 事業所は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び従業者の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第28条 事業所は、従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を随時設け参加させるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、適切な指定短期入所生活介護サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動(セクシュアルハラスメント(上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含む)やパワーハラスメント、カスタマーハラスメント等)であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
 - ア 相談窓口の設置及び適切に対応するために必要な体制の整備
 - イ 被害者への配慮のための取組(メンタルヘルス不調への相談対応含む)
 - ウ 研修の実施等による被害防止のための取り組み

- 5 事業所は、指定短期入所生活介護サービスに関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人道志会理事会において定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。
この規程は、平成12年11月1日から施行する。
この規程は、平成13年5月1日から施行する。
この規程は、平成13年11月1日から施行する。
この規程は、平成15年2月1日から施行する。
この規程は、平成15年4月1日から施行する。
この規程は、平成17年10月1日から施行する。
この規程は、平成18年4月1日から施行する。
この規程は、平成21年4月1日から施行する。
この規程は、平成26年4月1日から施行する。
この規程は、平成27年4月1日から施行する。
この規程は、平成27年8月1日から施行する。
この規程は、平成30年4月1日から施行する。
この規程は、平成30年11月2日から施行する。
この規程は、平成31年2月1日から施行する。
この規程は、平成31年4月1日から施行する。
この規程は、令和3年4月1日から施行する。
この規定は、令和6年4月1日から施行する。

変更:令和6年8月1日(定員)第6条 10名→6名

令和7年2月1日(その他運営に関する留意事項)第28条4「カスタマーハラスメント」を記載